

氏 名	
住 所	

取扱い団体：交通運輸労働組合共闘会議（交運共闘）

交通運輸労働者等の労働条件確保に関する請願書

《請願主旨》

交通運輸産業において、安心・安全の確保が最も重要な課題であることはいうまでもありませんが、その安心・安全を支えているのは実際に運転等を行っている労働者です。しかし、長年にわたる規制緩和政策の下で過当競争がすすみ、労働者の労働条件にしわ寄せされるコスト削減が行われ、労働現場では低賃金・長時間労働が蔓延しています。

また、安倍政権による「働き方改革」は長時間労働をひろげ、雇用を流動化し、多様な形態の非正規雇用を増やして人件費を抑え込もうとするものです。

交通運輸労働者の労働条件の悪化は、安心・安全の低下、交通事故の増加となって、やがては利用者・国民全体に被害が及びます。

国民のいのちを守り、労働者の労働条件の向上をはかるという厚生労働行政の基本にもとづき、以下の点について適切な政策を推進することを要請します。

《請願事項》

1. 交通運輸労働者の労働条件の向上

- (1) 「働き方改革」と称し、労働時間法制の改悪（残業代ゼロ）、解雇の金銭解決制度、限定正社員制度、外国人技能実習制度の見直し、人材ビジネスの規制緩和などの労働法制の改悪・規制緩和を行わず、国家戦略特区での労働法規の潜脱を認めないこと。
- (2) 自動車運転者の労務改善基準告示を、ILO第153号条約や同161号勧告、「過労死認定基準」などとの関連から抜本的に改正し、拘束時間の大幅短縮、休息期間の延長などを定めるとともに法制化してその実効確保をはかること。
 - ① 1日の拘束時間の限度を原則11時間（最大13時間）以内とすること。
 - ② 休息期間は原則13時間（最低11時間）以上とし、休息地については居宅もしくは駐車場、宿泊設備の完備した施設とすること。
 - ③ 1か月の拘束時間については、トラック248時間、タクシー日勤238時間、同隔日勤務228時間、バス240時間以内とすること。
- (3) 国土交通省・警察庁等とも連携して交通運輸労働者にかかる労働関係法違反を厳しく取り締まる監督体制を強化すること。そのための人員を確保すること。

- (4) 地域別最低賃金を早期に時給1000円以上に引き上げ、1500円をめざし、全国一律最低賃金制度を確立すること。最賃引き上げに当たっては中小零細企業への支援措置を講じること。現に発生している最低賃金法違反については、業界や地域ぐるみの集団指導等を工夫して、厳格に取り締まること。
- (5) 交通運輸業に多い社会保険未加入事業場の加入を徹底すること。
- (6) 大震災における復旧・復興事業に際して、がれき撤去でのアスベスト対策、危険地域での作業や汚泥処理時の放射線被曝対策等を徹底し、従事する労働者の健康・安全を確保すること。
- (7) 港湾労働の石綿被災対策について、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。あわせて、港運労使、関係行政との4者協議を再開すること。
- (8) 輸出入に関わらず、運送の際に破損、発火など危険性をともなうフレキシブルバッグについては海上コンテナ輸送等で使用しないよう法的整備を行うこと。
- (9) 建設現場で個人請負の形態で就労させる場合「1人親方労災保険」に加入するよう元請企業への指導を徹底すること。その際、元請企業が保険料を負担する措置を講じること。また、4トンダンプ、生コン、平ボディなどの車持ち労働者が「1人親方労災保険」に加入できるよう対象範囲の追加措置を早期に講じること。

2. 安心・安全な雇用・医療・介護・社会保障制度の確立

- (1) 震災被災地における公的就労事業（失業対策事業）を創設・拡充すること。
- (2) 後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、高齢者・障害者等が安心して生きがいを持って生活し、医療を受けられる制度を確立すること。
- (3) 最低保障年金制度を早期に確立すること。年金積立金の株式投資等投機的な運用を改めること。
- (4) 介護保険制度の市場化を止め、社会保障制度として抜本的に拡充し、介護労働を公務労働と位置付け、介護職員等の賃金・労働条件を大幅に改善・充実すること。
- (5) 利用者に寄り添った介護保険制度に抜本的に拡充し、介護職員等の賃金・労働条件を大幅に改善・充実すること。
- (6) 高齢者の雇用政策に関して、シルバー人材センターだけではなく、高齢者雇用安定法第5条・36条に基づき高齢者事業団等を具体的に援助・育成団体とすること。
- (7) 公務・公共サービスに携わる労働者の賃金を含む公正な労働条件を確保するために、ILO94号条約を早期に批准して公契約法を制定すること。
- (8) 学童保育指導員が、安定的・継続的に働けるよう人件費を常勤で複数配置できるよう予算化すること。
- (9) 学童保育指導員の経験加算を予算化すること。
- (10) 学童保育所は専用施設（室）として、公的責任で設置すること。

以 上